公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６７６９号
大阪市淀川区十三東１丁目12番27号　大淀マンション501号
債務者　大島ルリ子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９５号
大阪市港区磯路２丁目４番17号　アドニスハイツ401号
債務者　坂内　泰三
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３０号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目１番10号
債務者　宮島　　正
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１３号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番43―301号
債務者　森本さと子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４２号
大阪府羽曳野市南恵我之荘５丁目18番13―105号
債務者　福原由紀子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５６号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目17番１―307号
債務者　石﨑　安男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８８号
大阪府東大阪市荒川３丁目24番２号　つるみ荘３号
債務者　石川光子こと　金　　光子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０６号
大阪市住吉区我孫子東１丁目12番４―214号
債務者　三浦　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５０号
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番23―304号
債務者　前坂マサ子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８０号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―A307号
債務者　高橋　美樹
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８２号
大阪府摂津市東正雀11番４号
債務者　杉本　和子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９０号
大阪府東大阪市西堤本通東２丁目５番10号
債務者　福本　範子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９９号
大阪府寝屋川市御幸東町17番15号
債務者　倉﨑　寿明
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５号
青森市大字浜田字玉川163番地13　シティハイムサンライフ201号
債務者　盛田　聡美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
和歌山市六十谷175番地の36
債務者　上田富代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
和歌山県橋本市神野々441番地　サングレース橋本301号
債務者　福島　康裕
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
和歌山市舟津町３丁目24番地の１　マンション彩城103号
債務者　河合　和子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係